



18-7

23.12.19

岐阜市役所

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市行政第319号
平成23年12月19日

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成18年10月16日付け岐阜市ま開第104号で諮問のあった岐阜市長が行つた一部承諾処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成18年8月2日付け岐阜市ま開第37号による保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立ての主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成18年8月2日付け岐阜市ま開第37号による保有個人情報開示等請求諾否決定通知書（以下「決定通知書」という。）記載の処分を取り消し、再度正しい情報公開を実施するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立ての主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、次のとおりである。

(1) 「あっせん申出書」（通知書）の決裁書類の内容を確認したところ、まちづくり推進部長までの決裁書類しか異議申立て人に対して、交付されなかった。

岐阜市事務決裁規則（昭和46年岐阜市規則第32号。以下「規則」という。）第3条の2第12号には市長決裁事項として明確に「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」と規定されている。

したがって、今回の事案では、岐阜市長決裁に関する書類が明らかに不足しているので、岐阜市長の決裁関係書類の追加の開示を請求する。

(2) 開示された文書の内、「※あっせん申出者一覧」を確認したところ、異議申立て人の欄の住所には、異議申立て人の住所以外の住所が記載されている。

これは、異議申立て人に対して、正式に開示された情報であるということには疑問があるので、審査会で審査してほしい。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

1 規則第3条の2第12号の規定において「あっせん」に関するることは市長決裁とされているが、同号の規定は、市長が当事者であるものについて適用する運用をしている。開示したあっせん申出書についての決裁については、規則別表第1の共通専決事項「一般に関する事項」の表の「申請及び届出の受理及び実施」の「簡易なもの」に該当することから部長専決事項となり、開示した部長専決以外の公文書は存在しない。

なお、規則第3条の2第12号は平成19年に改正されており、「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」という規定は「市等がその当事者である訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」に改められた。

- 2 開示されたあっせん申出者一覧の異議申立人の住所には、異議申立人の住所とは異なる住所が記載されているが、実施機関の担当者が作成したこの文書には、申出者の住所、氏名及び電話番号が記載してあり、担当者が誤って異議申立人の住所を記載したことは明らかである。また、第三者の情報は開示していないし、異議申立人の個人情報は開示している。

第4 当審査会の判断

- 1 あっせんに関する市長決裁の文書が存在するはずであるという主張について

異議申立人は、規則第3条の2第12号に基づきあっせんに関する市長決裁の文書が存在するはずであるから開示するべきである旨主張するので、この点について判断する。

規則第3条の2第12号には市長決裁事項として「不服申立て、訴訟等の争訟並びに和解、あっせん、調停及び仲裁に関するもの」と規定されており、規定を文言どおり解釈するとあっせんに関するものとして市長決裁の文書が存在すると読み取ることも可能である。

しかし、実施機関によれば、規則第3条の2第12号の規定は、市長が当事者であるものについて適用する運用をしていることであり、これをより明確にするために、平成19年の規則改正によって同条項に「市等がその当事者である」との文言が追加されたことに鑑みると、実施機関が上記の運用をしていたものと推測できる。

以上から、異議申立人が開示を求めるあっせんに関する市長決裁の文書の存在をうかがわせる事情があるとは認められず、本件処分は妥当である。

- 2 開示された文書は異議申立人に対して正式に開示された情報ではないとの主張について

この点について、異議申立人は、あっせん申出者一覧に記載された異議申立人の欄の住所には、異議申立人以外の住所が記載されているため、異議申立人に対し正式に開示された情報であるとは言えない旨主張する。

確かに、異議申立人に開示されたあっせん申出者一覧には、実際の異議申立人の住所とは異なる地番が記載されている。

しかし、あっせん申出者一覧は、実施機関の担当者があっせん申出書に基づいて作成したものであること、開示された欄の地番以外の住所、氏名及び電話番号が異議申立人のものと一致していること、あっせん申出者一覧の他の箇所には異議申立人に関する情報が記載されていないこ

とから、担当者があっせん申出者一覧を作成する際に、異議申立人の住所を誤って記載したものと推測できる。

以上から、本件処分により開示されたあっせん申出書一覧の情報は、異議申立人本人に関するものと認められる。

3 上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、2回に渡り意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかつたため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至つたものである。

第5 審査会の審査経緯等

| | | |
|-------|--------|------------------|
| 平成18年 | 7月24日 | 保有個人情報開示請求 |
| | 8月2日 | 実施機関の一部承諾決定 |
| | 9月26日 | 異議申立て |
| | 10月16日 | 諮詢 |
| | 12月15日 | 陳述書提出 |
| 平成23年 | 10月17日 | 異議申立て人に陳述書の写しを送付 |
| | 11月28日 | 審査会開催。実施機関から意見聴取 |
| | 12月19日 | 審査会開催。答申 |